

管理者の人材育成のための研修システム

【ステップ1】「協会指定管理者(初級)」の取得、 管理者の連携促進・組織強化を目指す

受講要件

5年以上管理に従事している会員のうち、以下の3項目いずれかに該当する者。(教育関係者も含む。職位は主任以上、1施設複数登録可)

1. 士会長の推薦者
2. 士会主催のマネジメント研修受講
(終了日数は規定なし)
3. 回復期セラマネ、訪問リハ管理者、あるいは、その他医療的マネジメントコースを卒業した者

協会指定管理者研修

平成28年2月～3月を予定

- ①「協会の求める管理者像」
(約30分)
(講義またはDVD)
- ②「各都道府県における士会組織化の方向性と管理者の協力体制」
(約40分) (講義)

協会指定管理者
(初級)

管理者の連携促進

【士会管理者の病棟機能別連携促進】

急性期
回復期
訪問リハ
通所リハ 等

病棟・施設区分別に協会指定管理者の連携を地域ごとに構築

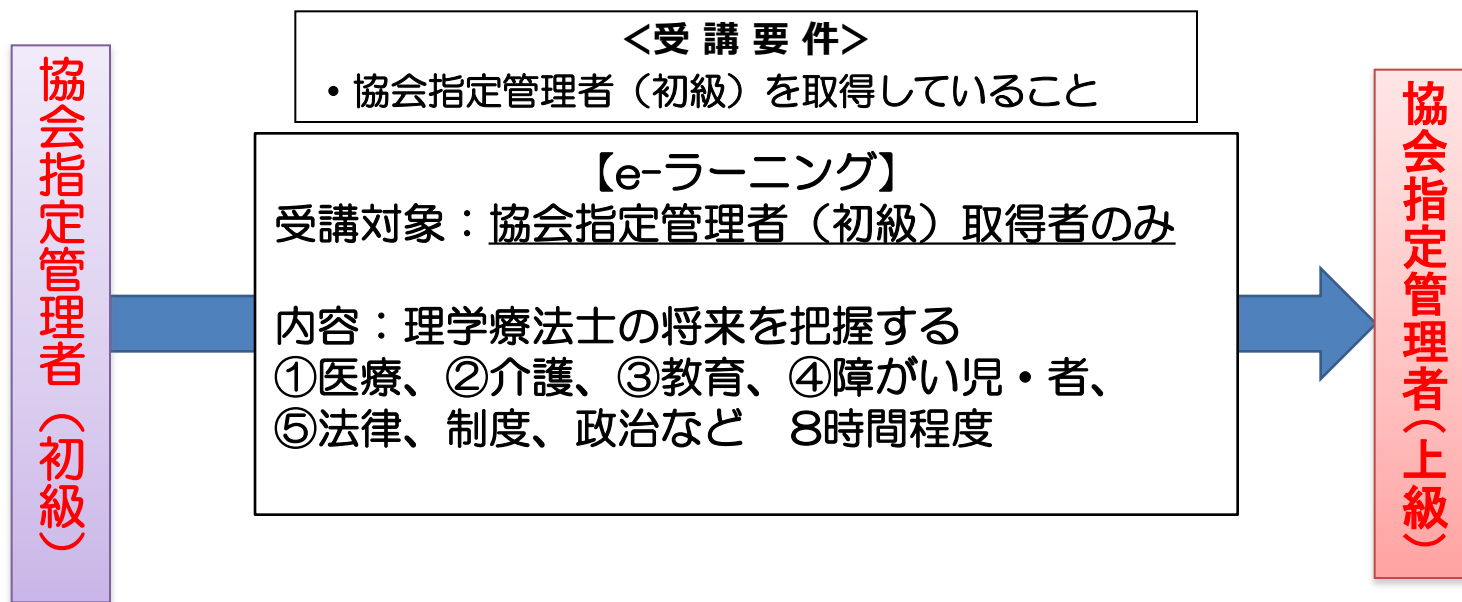
- ・相互情報共有
- ・相互交流

協会指定管理者の登録と認定は平成28年2～3月に開始予定だが、H27年に既に行われている小川副会長の「協会の求める管理者像」についての講演、および各都道府県理学療法士会役員による「各都道府県における士会組織化の方向性と管理者の協力体制」についての講演への参加で、研修修了同等とみなす。

- ・「協会指定管理者研修」受講は、「専門理学療法士ならびに認定理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準」の大項目2 講習会・研修会等の受講 3)協会主催研修会の20ポイントが付与される(領域:管理・運営)。
- ・協会指定管理者(初級)は、新人教育プログラム未修了者でも取得可能。

管理者の人材育成のための研修システム

【ステップ2】「協会指定管理者(上級)」の取得を目指す

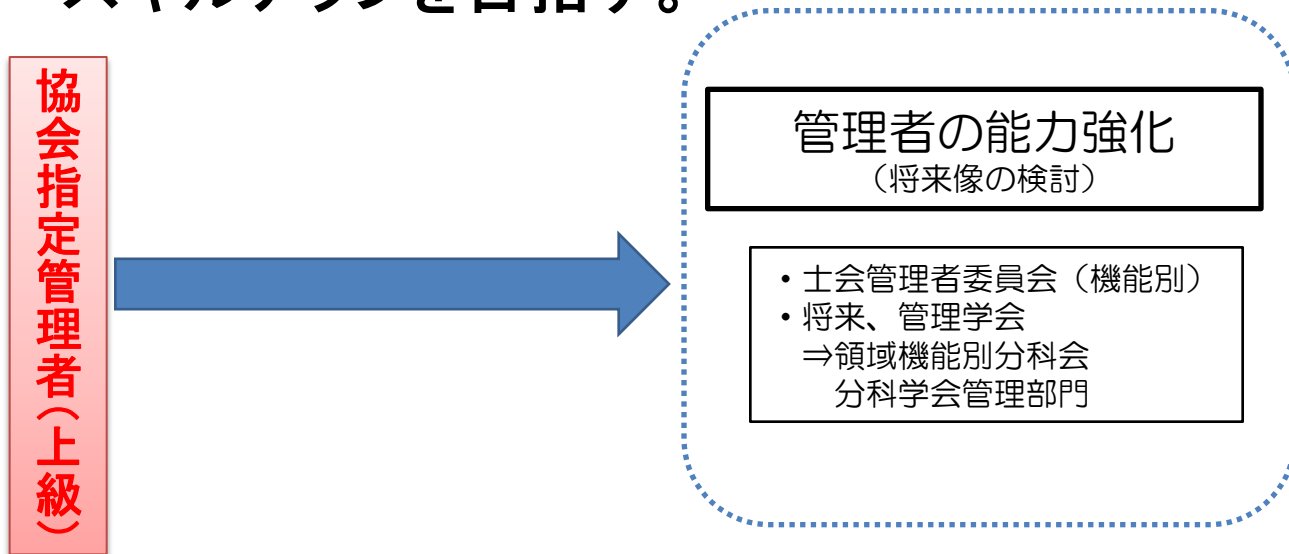


・協会指定管理者(上級)の取得者は、「生涯学習機構の定める資格」として生涯学習ポイント40ポイントが付与される(領域:管理・運営)。

・協会指定管理者(上級)は、新人教育プログラム未修了者でも取得可能。

管理者の人材育成のための研修システム

【ステップ3】領域・医療機関機能別の管理者としての更なるスキルアップを目指す。

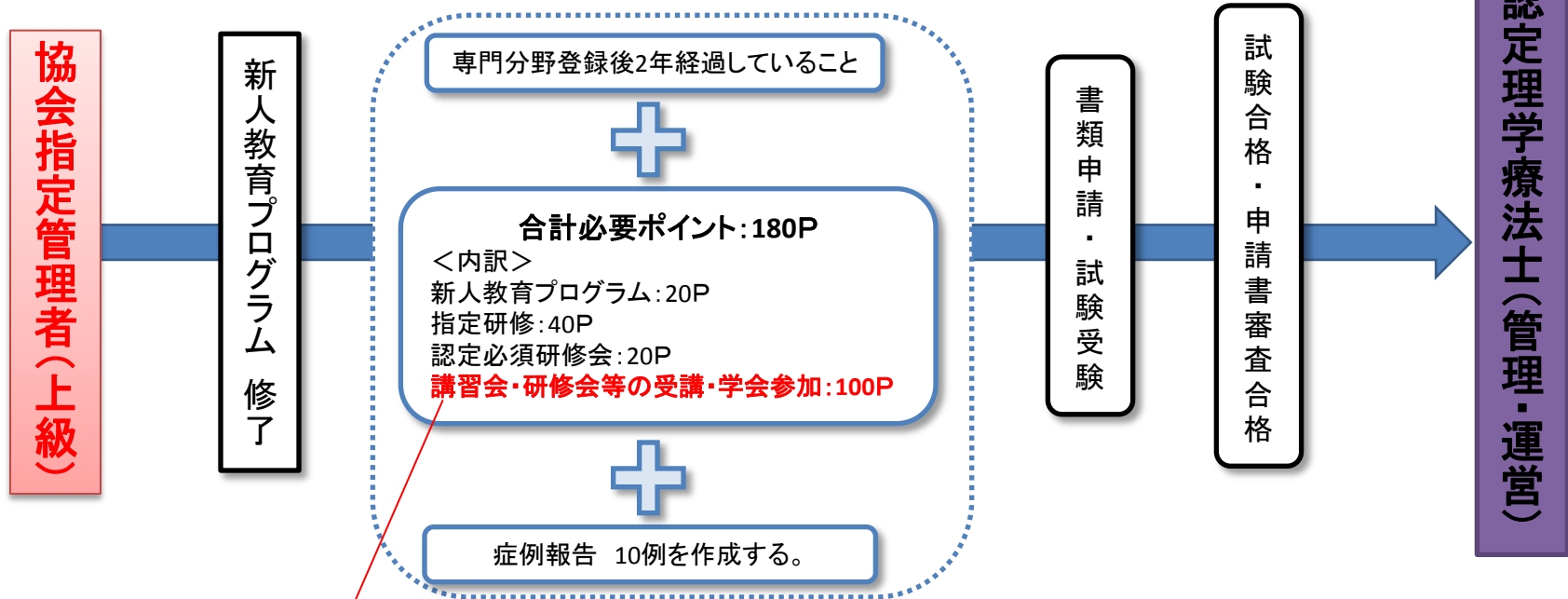


【ステップ3について】

- ・現在、生涯学習機構と分科学会管理部門で、カリキュラムやガイドラインを作成中。
それに伴って「ステップ3」における研修会なども、企画検討予定。

管理者の人材育成のための研修システム

認定理学療法士(管理・運営)の取得を目指す



協会指定管理者(上級)まで取得された方は、認定理学療法士(管理・運営)の取得がしやすくなります。

<認定理学療法士(管理・運営)>

協会指定管理者(初級):「講習会・研修会等の受講・学会参加:100ポイント」のうち20ポイントとして使用可能

協会指定管理者(上級):「講習会・研修会等の受講・学会参加:100ポイント」のうち40ポイントとして使用可能

⇒協会指定管理者(上級)まで取得した方は、100ポイントのうち60ポイントを協会指定管理者のポイントで申請が可能です。

ポイント数は現在調整中